

名古屋港管理組合本庁舎等整備事業

募集要項等の修正について

平成 19 年 5 月 31 日

名古屋港管理組合

名古屋港管理組合本庁舎等整備事業 募集要項等の修正について

平成 19 年 4 月 13 日に公表しました名古屋港管理組合本庁舎等整備事業（以下「本事業」という。）の募集要項、基本協定書（案）、事業契約書（案）、現港湾会館敷地売払条件規定書及び様式集につきまして、次の通り修正します。

また、下記以外に、字句の誤りについて修正します。

なお、本日付で、当該修正文書につきまして修正後の内容に差し替えておりますのでご注意ください。

(1) 募集要項

<修正の趣旨>

募集要項等に関する質問を受け修正します。また、内容に誤りがあったため修正します。

項目番号	頁	項目名	修正前（下線部は修正部分）	修正後（下線部は修正部分）
2	(1) カ (ア) b	4 合築民間施設（PFI事業）の付帯事業	(追加)	提案内容により、これによりがたい場合は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 の規定に基づき、PFI 事業敷地の一部を PFI 事業者（PFI 事業者とは異なる第三者を含む。以下合築民間施設に係る記述の場合において同じ。）に有償で貸し付けることも可能とします。 なお、PFI 事業者とは異なる第三者が合築民間施設に係る事業を行う場合、PFI 事業者は、下記 c の現本庁舎敷地活用事業と同等以上の支援を実施するほか、合築民間施設事業者と連携し、PFI 事業敷地全体を適切に管理することとします。
3	(2)	11 選定の手順及びスケジュール	平成 19 年 7 月初旬	平成 19 年 7 月 10 日
3	(2)	11 選定の手順及びスケジュール	平成 19 年 8 月初旬	平成 19 年 8 月 3 日
3	(3) エ	12 資格審査結果の通知等	平成 19 年 7 月初旬に	平成 19 年 7 月 10 日（火）までに
3	(3) オ (ア)	12 事業提案書の受付提出日	平成 19 年 8 月初旬 具体的な日時は、資格審査結果と併せて資格審査通過者に通知します。	平成 19 年 8 月 3 日（金）午前 9 時から午後 5 時（正午から午後 1 時までを除く）
4	(1) エ	21 現港湾会館敷地売払契約の締結	本契約は、組合が当事者となる現港湾会館売払契約の締結に関する議案を組合議会に提出し議決を経た上で、PFI 事業者	本契約は、PFI 事業者による現港湾会館の解体・撤去後、速やかに現港湾会館敷地売払契約を締結します。

項目番号			頁	項目名	修正前（下線部は修正部分）	修正後（下線部は修正部分）
					による現港湾会館の解体・撤去後、速やかに現港湾会館敷地売払契約を締結します。	
4	(5)	ア	24	契約保証金の納付等 本庁舎・港湾会館（PFI事業）	（イ）PFI事業者が名古屋港管理組合財務規則（昭和39年名古屋港管理組合規則第7号、以下「財務規則」という。）第155条第1項第 <u>3号</u> の規定に該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除されます。	（イ）PFI事業者が名古屋港管理組合財務規則（昭和39年名古屋港管理組合規則第7号、以下「財務規則」という。）第155条第1項第 <u>1号又は第2号</u> の規定に該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除されます。

（2）基本協定書（案）

＜修正の趣旨＞

内容に誤りがあったため修正します。

条	項	号	頁	項目名	修正前（下線部は修正部分）	修正後（下線部は修正部分）
11	4		4	現港湾会館敷地売払契約	乙、丁又は特別目的会社の責めに帰すべき事由により、甲と丁との間で現港湾会館敷地 <u>貸付</u> 契約の仮契約及び本契約締結に至らなかった場合、丁は、乙及び丁が事業提案書において提案いた現港湾会館用地の売払代金の100分の20に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。	乙、丁又は特別目的会社の責めに帰すべき事由により、甲と丁との間で現港湾会館敷地 <u>売払</u> 契約の仮契約及び本契約締結に至らなかった場合、丁は、乙及び丁が事業提案書において提案いた現港湾会館用地の売払代金の100分の20に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。

（3）事業契約書（案）

＜修正の趣旨＞

募集要項等に関する質問を受け修正します。

条	項	号	頁	項目名	修正前（下線部は修正部分）	修正後（下線部は修正部分）
74	2		26	契約保証	組合は、事業者が名古屋港管理組合財務規則（昭和39年名古屋港管理組合規則第7号、以下「財務規則」という。）第155条第1項第 <u>3号</u> の規定に該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。	組合は、事業者が名古屋港管理組合財務規則（昭和39年名古屋港管理組合規則第7号、以下「財務規則」という。）第155条第1項第 <u>1号又は第2号</u> の規定に該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

（4）合築民間施設貸付条件規定書

＜修正の趣旨＞

募集要項等に関する質問を受け修正します。

項目番号	頁	項目名	修正前（下線部は修正部分）	修正後（下線部は修正部分）
31	8	契約の更新	<p><u>本契約は、賃貸借契約期間満了の3ヵ月前までに甲は又は乙から相手方に対する書面による格別の意思表示がないときは、契約期間満了日の翌日より起算してさらに[]年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。ただし、更新期間は20年以内とする。</u></p>	<p><u>本貸付契約の契約期間が事業契約の終期に満たない場合は、甲と乙は、事業契約の終期又は更新日から20年間のいずれか短いほうの期間を更新期間として、本貸付契約を更新するものとし、乙は、賃貸借契約期間満了の3ヵ月前までに書面をもって甲に申請しなければならない。</u></p>

(5) 現港湾会館敷地売払条件規定書

<修正の趣旨>

内容に誤りがあったため修正します。

項目番号	頁	項目名	修正前	修正後
	5	後書き	<p>なお、この契約は仮契約書であって、甲及び乙は、<u>本売払契約に係る甲の議会の議決、事業契約書第37条第4項に規定する現港湾会館の解体・撤去に係る甲の確認を経た後に、本仮契約書と同じ内容の契約書をして、正式な売払契約を締結するものとし、甲及び乙は、合理的な理由なく、かかる正式な売払契約の締結について留保又は遅延しないものとする。</u></p>	<p>なお、この契約は仮契約書であって、甲及び乙は、<u>事業契約書第37条第4項に規定する現港湾会館の解体・撤去に係る甲の確認を経た後に、本仮契約書と同じ内容の契約書をして、正式な売払契約を締結するものとし、甲及び乙は、合理的な理由なく、かかる正式な売払契約の締結について留保又は遅延しないものとする。</u></p>

(6) 様式集

<修正の趣旨>

募集要項等に関する質問を受け修正します。また、内容に誤りがあったため修正します。

項目番号	頁	項目名	修正前（下線部は修正部分）	修正後（下線部は修正部分）
2 (2)	7	参加表明書提出時の提出資料	<p><u>(追加)</u></p>	<p><u>なお、合築民間施設をPFI事業者ではない事業者が実施する場合は、以下のとおり作成してください。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>様式2-2において、合築民間施設を実施する者（以下「合築民間施設事業者」という。）について記入欄を追加し、記入すること。</u> ・<u>合築民間施設事業者に関する実績、資格等について、様式2-6から様式2-9については不要とし（本庁舎・港湾会館に関してのみ記入のこと）、様式2-10及び様式2-11と同様の様</u>

項目番号			頁	項目名	修正前（下線部は修正部分）	修正後（下線部は修正部分）
						式（様式 2-14 及び様式 2-15） を作成し、提出すること。
2	(3)	イ (7)	9	事業提案書	<u>(追加)</u>	<p>なお、合築民間施設を P F I 事業者ではない事業者が実施する場合は、以下のとおり作成してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式 6-4 及び様式 6-9 において、合築民間施設事業者に関しても記述すること。 ・様式 7-3 から様式 7-18 における合築民間施設に関する様式及び記述を不要とする。ただし、S P C による合築民間施設事業者の支援に関してはこの限りではない。 ・合築民間施設の経営計画について、様式 11-5 の内容をもって、新たに様式 7-19 として様式を作成し、提案すること。
様式 4-2			32	本庁舎・港湾会館のサービス購入費に関する提案価格内訳書	<u>(平成 19 年 4 月 13 日付で公表した様式集・様式 4-2 を参照ください。)</u>	<u>(本日付で公表した様式集・様式 4-2) を参照ください。)</u>
港湾会館の維持管理・運営業務費計算書			66	注	<u>本業務費は、管理運営費 i に該当し、サービス購入費 D i の対象となる。</u>	<u>本業務費は、管理運営費 ii に該当し、サービス購入費 D ii の対象となる。</u>
様式 8-3			79	供用開始	<u>平成 24 年 4 月</u>	<u>平成 22 年 4 月</u>